第2次鴨川市総合計画(素案)《概要版》

千葉県鴨川市

1. 第2次鴨川市総合計画の策定にあたって

(1)総合計画策定の趣旨

本市は、平成 17年2月11日の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、旧市町合併協議会が 策定した「新市まちづくり計画」、平成18年3月に策定した「第一次鴨川市基本構想」に基 づき、「自然と歴史を活かした観光・交流都市 一みんなで創る光り輝くふるさとをめざして一」 を合併新市の将来像として掲げ、これまで関連施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでき ました。

この間、地方分権の進展はもとより、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の伸展、そして東日本大震災を尊い教訓とした安全・安心に関する意識の高まりなど、地方自治体を取り巻く経済・社会情勢は大きく変化してきています。

この「第2次鴨川市総合計画」は、こうした時代の変化と、それに伴い多様化の一途を辿る住民ニーズへの的確な対応を図るとともに、将来にわたっての持続的発展が可能となる地域づくりを、これまで以上に地域の自主性・主体性を発揮しつつ進めていくため策定したものであり、市民皆さんはもとより、産・学・民・官、本市に関わる全ての主体が共有できる指針として、本市がこれから進むべき方向性や、その実現のための方策等を明らかにしたものです。



(2)総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。

基本構想 まちづくりの 長期的な指針

○ まちづくりの長期的な指針として、本市が目指す 将来都市像、まちづくりの基本的な方針、土地利 用に関する基本的な方針、その他まちづくりに関 する基本的な事項を定めます。

基本計画

基本構想の内容を具現化するための施策の目的や方向性など

○ 基本構想に示す将来都市像や基本方針を具現化するために必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状と課題、施策の目的や方向性などを体系的に定めます。

実施計画

基本計画で定められた施策を実現する ための具体的かつ主要な事務事業 ○ 基本計画で定められた施策を実現 するための具体的かつ主要な事務 事業を定めます。

計画期間

基本構想の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間 とします。 基本計画は、基本構想の計画期間である 10 年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想		基本構想 平成 28 年度から平成 37 年度の 10 年間								
基本計画	平成 2	第3次5か年計画 平成28年度から平成32年度の5年間				平成		欠5か年 ら平成3	E計画 7年度の5	5年間

なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、各基本計画の計画期間を2次に分けて定める実施計画に委ねるものとします。

2. 第2次鴨川市基本構想

(1) まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念1】

「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

【基本理念2】

「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

【基本理念3】

「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

【基本理念4】

「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

【基本理念5】

<u>「安心」のまちづくり</u>

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

~みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと~

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はも とより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特 色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の 安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあられ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力と し、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたくなる「安らぎ のふるさと」をみんなで育んでいきます。

このような想いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか 交流のまち鴨川 ~みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと~」を本市の将来都市像として 設定します。



(3) 将来人口

①推計人口等

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。平成37年時点では、総人口が31,400人程度となり、年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し37%を超えると推定されます。

一方、世帯数は今後も増加の傾向が続き、平成37年時点でおよそ14,800世帯となり、これに伴って1世帯当たり人数は2.12人/世帯に減少することが推定されます。

②目標人口等

基本構想や基本計画に基づく施策展開により、目標年次である平成37年における目標人口及び就業人口を、次のように設定します。

■ 目標人口

※人口ビジョンに基づき設定

■ 就業人口		
※人口ビジョンに基づき設定		

(4)土地利用構想

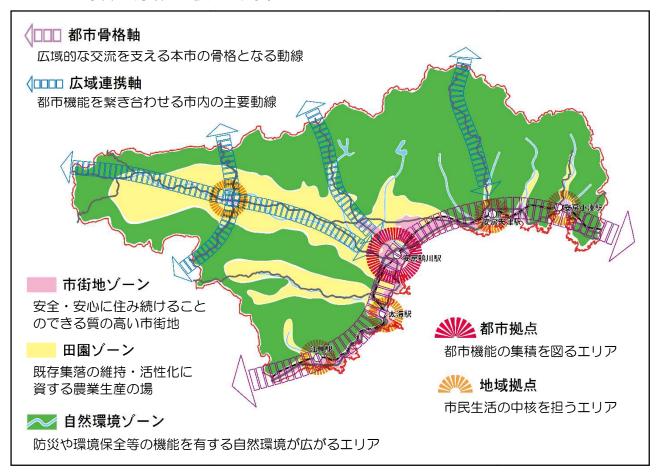
①土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき将来都市像を実現していくために、本市の土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

- 総合的・計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全で安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に生かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

②都市構造

本市の将来の都市構造を、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。



2. 第2次鴨川市基本構想

(5) 施策の大綱

施策の大綱は、基本理念に基づき、本市の将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、 その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針

快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- 1-1 市街地の整備 1-4 公共交通網の充実 1-2 居住環境の充実 1-5 上下水道の整備
- 1-3 道路網の整備

環境と調和した安心・安全のまち

- 2-1 環境施策の推進 2-4 消防・防災対策の充実
- 2-2 公園・緑地の整備 2-5 交通安全・防犯対策の充実
- 2-3 環境衛生対策の充実 2-6 消費者対策の充実

基本方針 3

活気あふれ人が集う産業のまち

- 3-1 農林業の振興 3-4 観光・リゾートの振興
- 3-2 水産業の振興 3-5 医療・福祉産業の振興
- 3-3 商工業の振興 3-6 雇用対策の推進

基本方針

ともに学び未来を育む教育文化のまち

- 4-1 学校教育の充実 4-4 市民文化の振興
- 4-2 生涯学習の充実 4-5 スポーツの振興
- 4-3 青少年の健全育成 4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針 5

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

- 5-1 保健・医療の充実 5-4 高齢者施策の充実
- 5-2 地域福祉の充実 5-5 障害者施策の充実
- 5-3 子育て支援の充実 5-6 社会保障の充実

基本方針 6

みんなが主役となる協働・自立のまち

- 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進
- 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進
- 6-3 男女共同参画社会の形成
- 6-4 効率的な自治体経営の推進

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

基本方針1:快適で暮らしやすい交流拠点のまち

<都市基盤・都市環境に関する施策>

市民一人ひとりはもちろんのこと、県内・県外からも多くの人々が集う交流拠点としてふさわしい都市基盤を備え、多くの人が「住んでみたい」・「ずっと住み続けたい」と感じられる、 快適で暮らしやすいまちを目指します。

このため、計画的な土地利用のもと、より一層魅力ある市街地の創出とともに、定住の基盤となる優良な住宅・宅地、上下水道の整備を図ります。また、国県道の整備促進による高速道路 IC へのアクセスの改善、幹線市道の整備による市内道路交通の更なる円滑化を図るとともに、鉄道やバス、タクシーなどの適切な組み合わせによる市内公共交通網の充実等を進めます。

基本方針2:環境と調和した安心・安全のまち

<環境保全、生活環境、防災・防犯等に関する施策>

人と自然との共生を基調として、将来にわたって安心・安全に暮らし続けることが可能な、 やすらぎに満ちた環境の創出を図ります。

そのため、自然環境・景観の保全・活用と市民のいこいの場となる緑地空間の確保を図るとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境にも配慮した取り組みを進めます。また、近年において発生した自然災害の尊い教訓をふまえ、地域のリスク・マネージメントの強化をハード・ソフトの両面から積極的かつ継続的に図るとともに、交通事故や犯罪がない安全なまちづくりを目指します。

基本方針3:活気あふれ人が集う産業のまち

<産業振興に関する施策>

全国的な知名度と集客力を持つ自然・歴史資源や観光名所はもとより、健康福祉やスポーツの関連施設など、本市が持つすべての資源や特性をより積極的に活かし、短期滞在のみならず、中長期かつ複数回の滞在により地域の魅力をより一層広く・深く感じ、心と体をリフレッシュすることができる、通年型リゾートとしての振興を図ります。

また、交流人口の増加を、本市の基幹的産業である医療産業や商工業をはじめとする地域経済の活性化、さらには第1次産業の持続的発展に効果的に結び付けていくため、雇用の大きな受け皿となっている医療・福祉産業の振興はもとより、商店街におけるにぎわいの創出、企業立地と雇用の促進などに積極的に取り組むとともに、第1次産業における担い手の育成や事業の高付加価値化、農地の効率的な利用等を進めます。

基本方針4:ともに学び未来を育む教育文化のまち

<教育文化等に関する施策>

小中一貫教育や国際教育、さらには学課外での学習機会の提供も含めた、地域の特性に合わせた子どもの教育はもとより、生涯をとおしてだれもが学び、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。また、数多くの歴史文化資源と大学教育関連施設を有する本市の特色を活かし、地元への郷土愛にあふれ、かつグローバルな感性を備えた人材の育成を図り、一人ひとりが心豊かで創造力にあふれ、学習や活動の成果を、多様な主体との連携のもと、生きがいをもって活かしていくことのできるまちづくりを進めます。

基本方針5:一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

<保健福祉に関する施策>

市民一人ひとりが、地域の中で、生涯をとおして健康で自立した生活を送り続けることができる環境の創出を図ります。

そのため、高齢者や障害者はもとより、地域で生活する全ての人が、自らの健康に責任を持ちつつも、地域の中で支えあい、必要な時に保健・医療・福祉サービスの提供が受けられる「自助・共助・公助」のバランスがとれたまちづくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てながら、自らも地域の中で活躍し続けることができる子育て環境づくりを進めます。

基本方針6:みんなが主役となる協働・自立のまち

<地域コミュニティ、協働によるまちづくり等に関する施策>

地域に関わるあらゆる人・組織が、互いに連携を図りつつ、自ら主役となって行動する、オール鴨川体制による「協働・自立」のまちづくりを進めます。

このため、地域コミュニティの結び付きのさらなる強化を図るとともに、より多くの主体の参加によるまちづくりを積極的に進めるため、必要となる支援・意識啓発・情報提供などの充実を図ります。

また、市行政においては、限られた経営資源の有効活用はもとより、生み出される成果の最大化を図るため、組織横断型による事業執行体制の整備や資源配分の選択・集中をはじめとするマネジメントの強化を計画的に進めます。

3. 鴨川市第3次5か年計画

(1) 総論

①趣旨

「第2次鴨川市基本構想」に基づき、基本構想に示す将来都市像や基本方針を具現化するために、今後5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示すため、この計画を策定するものとします。

②財政の見通し

計画を通して健全な財政運営が可能と見込めることを基本とし、財政を次のとおり見通します。

■歳入	(百万円)
区 分	額
地方税	21,031
地方交付税	22,708
国庫支出金	9,363
県支出金	3,957
地方債	7,804
その他	11,714
合計	76,577

■歳出	(百万円)
区 分	額
人件費	17,377
扶助費	11,890
公債費	9,073
投資的経費	11,001
その他	27,236
合計	76,577

③計画の管理

この計画及び実施計画に位置付けた施策・事業に当たっては、PDCA サイクルの考え方に基づき進行管理を行います。

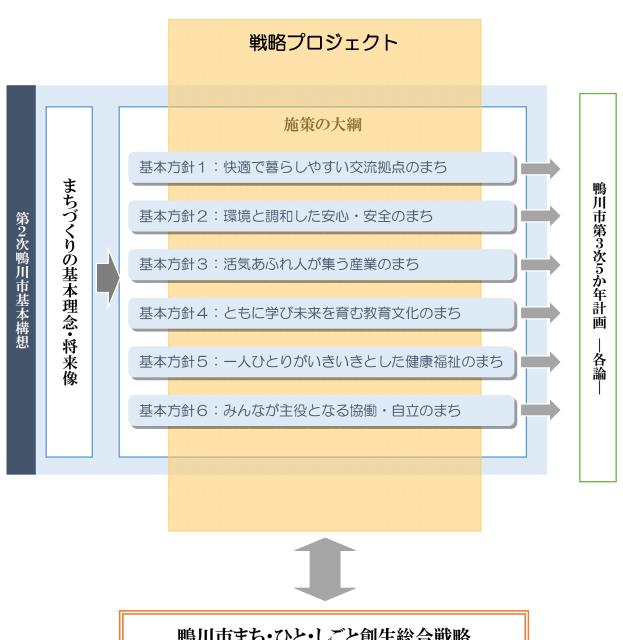
具体的には、基本計画【Plan(計画)】に位置付け推進している施策【Do(実行)】に対して、5年ごとに成果指標(政策目標)に対する達成状況の把握・検証【Check(評価・検証)】を行い、次期基本計画を策定する際に施策の見直し・改善【Action(見直し)】を図るとともに、実施計画【Plan(計画)】に位置付け実施をしている事業【Do(実行)】に対しては、毎年、活動指標(数値目標)に対する達成状況を把握し、これを検証【Check(評価・検証)】したうえで、この検証結果に基づいて、次期実施計画を策定する際に事務事業の見直し・改善【Action(見直し)】を図ることとします。

なお、検証の結果は公表して市民への周知を図ります。

④戦略プロジェクト

戦略プロジェクトは、本市の最重要課題である人口減少問題や地域経済問題を解決するため に、国や県の総合戦略を勘案して策定する「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動 して、中長期的な視点から戦略的に取り組むべき組織横断的なプロジェクトとして位置付ける ものです。

■施策の大綱と戦略プロジェクトの関係



鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

●●プロジェクト

※総合戦略を踏まえて設定

成果指標:●●●

●●プロジェクト

※総合戦略を踏まえて設定

成果指標:●●●

●●プロジェクト

※総合戦略を踏まえて設定

成果指標:●●●

●●プロジェクト

※総合戦略を踏まえて設定

成果指標:●●●

(2) 各論

快適で暮らしやすい 交流拠点のまち

市街地の整備	良好な市街地環境の形成鉄道駅周辺環境の整備特定建築物の耐震化の促進太海望洋の丘の拠点機能の充実
居住環境の充実	快適な居住環境の実現安全で快適な住まいづくりの促進市営住宅の維持管理
道路網の整備	一般市道等の整備幹線道路の整備
公共交通網の充実	幹線交通の充実生活交通の維持確保地域公共交通網の維持確保・充実
上下水道の整備	安全で良質な水の安定供給専用水道等の安全確保下水処理機能の充実

環境と調和した安心・安全のまち

環境施策の推進

- > 環境施策全般の総合的な推進
- ▶ 地球温暖化対策の推進
- ▶ 生活環境の保全施策の推進
- 自然環境・景観の保護・保全施策の推進
- ▶ 環境美化に関する啓発活動等の推進

公園・緑地の整備

- > 公園・緑地の整備
- 首都圏自然歩道の維持管理
- ▶ 国道等美化花壇の整備

環境衛生対策の充実

- ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実
- ごみの減量化、再資源化の推進
- し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理
- ▶ 火葬場の整備充実
- 公衆衛生対策の充実

消防・防災対策の充実

- ▶ 防災対策の強化
- ▶ 高潮・津波・水害対策の推進
- > 土砂災害対策の推進
- 広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実
- > 消防施設・設備の計画的整備

交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の推進
- 防犯対策の推進
- > 空き家対策の推進

消費者対策の充実

- ▶ 消費生活の安定と充実
- ▶ 消費生活相談の充実及び情報の提供

活気あふれ人が 集う産業のまち

農林業の振興

- 持続的発展が可能な営農環境の創出
- ▶ 農産物の高付加価値化と販売促進
- 農業生産基盤の整備
- > 有害鳥獣対策の強化
- > 農業の多面的機能の発揮の促進
- ▶ 都市農村交流等の促進
- ▶ 畜産経営の安定化
- ▶ 森林の保全と活用

水産業の振興

- ▶ 水産業の持続的発展が可能な環境の創出
- 水産物の高付加価値化と販売促進
- > 漁港生産基盤の整備

商工業の振興

- ▶ 指導団体の育成・強化
- ▶ 中小商工業者の経営支援の推進
- 新規企業の誘致と市内事業所の事業・雇用の拡大の促進
- 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進

観光・リゾートの振興

- 観光振興基本計画の推進
- 観光・交流資源の整備充実
- ▶ 観光誘客イベント等の開催及び誘致
- ▶ 受入れ体制の強化
- ▶ 地域イメージの確立及び観光関連情報の システム的な発信
- ▶ インバウンドの推進

医療・福祉産業の振興

- ▶ 医療・福祉分野における雇用・サービス提供の場の拡充
- ▶ 医療・福祉分野における人材の確保

雇用対策の推進

- 雇用相談の充実
- 多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供
- 新規企業の誘致と市内事業所の事業・雇用の拡大の促進(再掲)

ともに学び未来を育む 教育文化のまち

学校教育の充実

- > 教育施策全般の総合的な推進
- > 幼児教育の充実
- > 義務教育の充実
- 教育環境の充実
- ▶ 市内大学への入学の奨励

生涯学習の充実

- > 多彩な学習活動の促進
- 社会教育関連施設の整備充実

青少年の健全育成

- ▶ 啓発活動の推進
- 青少年育成団体活動の活性化及び地域と の連携強化

市民文化の振興

- ⇒ 芸術・文化の振興
- 文化施設の整備充実
- ▶ 歴史・文化の保全と活用
- > 図書館サービスの充実

スポーツの振興

- ▶ スポーツ施設の整備充実
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連合宿等の誘致
- ▶ 市民スポーツの振興
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

国際交流・地域間交流の推進

- ▶ 国際姉妹都市との交流の促進
- > 多文化共生の推進
- ▶ 国際化の推進
- ▶ 国内姉妹都市等との交流の促進

一人ひとりがいきいき とした健康福祉のまち

社会保障の充実

保健・医療の充実 健康福祉推進に関する計画の策定 ▶ 保健サービスの充実 ▶ 地域における健康づくり組織の育成・支援 > 地域医療環境の充実 市立国保病院の充実 地域福祉の充実 ふれあい、ささえあいのネットワークの形 子育て支援の充実 保育サービスの充実と保育園施設の整備 充実 ▶ 地域子育て支援の充実 子育て家庭への経済的な支援の推進 高齢者施策の充実 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定 介護保険事業の円滑な運営・推進 高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充 実 ひとり暮らし高齢者の支援 高齢者の生きがいづくり活動の促進 敬者事業の促進 障害者施策の充実 障害者基本計画・障害福祉計画の策定 総合相談・指導体制の整備 障害者を対象とした保健・医療・福祉サー ビスの充実 ▶ 障害者の社会参加の促進

医療費の適正化と健康増進施策の充実各種医療給付事業の周知及び適正運用

▶ 低所得者に対する各種支援制度の周知及

バリアフリーのまちづくりの推進

び適正運用

みんなが主役となる 協働・自立のまち

地域コミュニティの維 持・強化の促進

多様な主体の連携による 協働のまちづくりの推進

- 励割のよりノくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 効率的な自治体経営の推進

- > 自治組織の強化
- ▶ 地域コミュニティ施設の充実
- 結婚支援の充実
- > 過疎地域における活性化施策の総合的な 推進
- ▶ 広報・広聴活動の推進
- > 情報公開・個人情報保護の推進
- ▶ 行政協力体制の整備
- ▶ 市民活動の支援
- ▶ 意欲的な活動への支援の充実
- ▶ 民間団体による公益的活動への支援
- ▶ 大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進
- 男女共同参画施策の総合的な推進
- 男女共同参画に関する市民啓発の推進
- ▶ DV被害者の相談・支援の推進
- 計画的・効率的な財政運営の推進
- 多様な行政分野における情報ネットワーク基盤の整備と活用
- ファシリティマネジメントの推進
- コンビニを活用した市民サービスの向上
- ▶ 情報セキュリティ対策の推進
- ▶ ふるさと納税の推進
- 新たな財源の確保
- 人事管理の適正化の推進
- > 人材育成の推進
- > 行政改革の推進
- > 行政評価の実施
- ▶ 財務諸表の作成と財務分析